

湘南ライフタウンB地区藤沢・茅ヶ崎自治会集会所運営・使用の手引書

1. (目的)

この手引書は「湘南ライフタウンB地区藤沢・茅ヶ崎自治会集会所運営・使用規程」に基づき集会所の円滑な運営及び維持管理のため、B 藤沢・B 茅ヶ崎自治会としての必要な事項を定める。

2. (使用者の義務－16 則)

使用者及び使用責任者は、集会所の使用について次のことを遵守しなければならない。

以下の義務を怠ったものについては、次回以降の使用を断られる事がある。

- (1) メール・電話及び「集会所使用申込書」(様式1)を用いて集会所担当の承認を得ること。
- (2) 集会所に設備されている備付け火気設備(ガスコンロ、ガス湯沸し器、ガストーブ)以外の持込み・使用してはならない。
- (3) 小型調理器等(ホットコンロ、ホットプレート、電気ポット等)の使用は事前に集会所担当の了解を得ること。
- (4) 前項に類する器具は集会所に保管してはならない。
- (5) 集会所に保管する物品に品名・保管責任者(部署)を明記したラベルを貼り付ける。
- (6) 諸活動(手芸・工作教室等)に必要な小道具(アイロン、ミシン、小型電動工具等)の使用は可とする。
- (7) 集会所内は全館内禁煙とする。
- (8) 使用後は場所の汚れ具合を確認し、汚れている場合は掃除をする。
- (9) 使用後は机、椅子等を元の配列に戻すこと。
- (10) 消灯、ガスの元栓閉め、エアコンのOFF、各所の施錠、玄関扉の施錠を確認し
所定の「集会所使用報告書」(様式 2)を提出すること。
- (11) 建物、壁等に無闇に釘を打って傷つけたり、ガムテープ・両面テープ等による張り紙で、
壁を汚してはならない。
- (12) 鍵を借り受けたものはすみやかに「鍵」を返却すること。
- (13) 騒音、紛争に渉る行為、そのほか風紀上好ましくない行動をしないこと。
- (14) 忘れ物をしたり、私物を押入等に置かないこと。
- (15) 押入れ内利用者は不要なものは処分し、整理整頓に努めること。
- (16) やむを得ず、使用許可なく集会所に出入りしたものは、事後速やかにその旨を
集会所担当に報告すること。

3. (申込受付業務の交代)

集会所担当の申込受付等の業務を、B藤沢自治会とB茅ヶ崎自治会とで期間を定めて交代する。

- (1) B茅ヶ崎自治会の集会所運営担当業務期間 …… 西暦偶数年10月から翌年9月まで
- (2) B藤沢自治会の集会所運営担当業務期間 …… 西暦奇数年10月から翌年9月まで

4. (「鍵」の貸出・返却及び保管管理)

- (1) 集会所の「鍵」について、B藤沢、B茅ヶ崎自治会の共有管理とし、両自治会の担当部長が所管管理する。
- (2) 担当部長は自治会役員、自治会が認めた団体には、「集会所合鍵の長期借用願い」(様式 3) に応じて合鍵を長期に貸出し管理させる。
- (3) 前項の団体は預かった「鍵」の管理状況を自治会の求めに応えられるように管理する。
- (4) 集会所を使用する者は、「鍵」の貸出し・返却について集会所担当と事前に電話等で方法・時間を調整する。
- (5) 集会所を使用するため鍵を預かった者は、自治会の合意なく転貸・複製してはならない。
- (6) 集会所の「鍵」の盗難、紛失等があった場合、遅滞なく届出ること。
- (7) 「合鍵」の不正使用、無断複製の疑いが生じた場合、原則として、錠前を交換をする。
また、その原因者は交換にかかる費用を負担しなければならない。

5. (帳票)

集会所運営・使用に係る帳票として「様式 1」「様式 2」「様式 3」を定める。

- (1) 様式 1 「集会所使用申込書」
- (2) 様式 2 「集会所使用報告書」
- (3) 様式 3 「集会所合鍵の長期借用願い」

6. (その他)

この手引書に疑義が生じたり、改訂の必要な事項があれば、B藤沢・B茅ヶ崎自治会の連絡協議会で協議調整した上で、総務部長は役員会の承認を得る。

付則 この手引書は、B藤沢自治会役員会、B茅ヶ崎自治会役員会の承認を得て、平成25年4月1日以降発効する。

履歴 (1) 平成25年1月にB藤沢地区自治会とB地区茅ヶ崎自治会との連絡協議会で協議を重ね合意し、新しく規程を制定した。それに伴い本手引書を作成し従来の葉は廃止した。

注 1 2 使用者の義務一則 1 6 3 申込受付業務の交代 4 「鍵」の貸出・返却及び保管管理
5 帳票

令和2年3月29日改訂

<参考>：B茅ヶ崎版

（押入れ内の整理・保管方法について）

集会所を使用するものは、お互いに利便に使用するため、団体は押入れ内に所有物を収納する、整理・保管箱（以下容器という）を置くことができる。

- （１）容器の保管場所は押入または物入とし、集会所担当が置き場所を指定する。
- （２）容器は必要とする団体が用意し、１団体あたり１個とし、容器の正面に団体名を表記し、また容器を施錠してはならない。

新規に購入または更新するものは、容器は他団体との識別・整頓を容易にするために、下記の要件を満たすものが望ましい。

市販品、引出式、半透明樹脂製、積重ね可能型、寸法：３９＊７４＊２３ｃｍ以内のもの

〔推奨品 天馬(株) 押入ケース TENMA 74M ¥980-（コナン調べ）〕